

ものづくり産業の将来の人材育成を目的とした体験事業に対する協賛金交付要綱
(趣旨)

第1条 公益財団法人静岡産業振興協会（以下「協会」という。）は、ものづくり産業の将来の人材育成につなげることを目的とした体験事業（以下「ものづくり産業体験事業」という。）を実施する静岡市の地場産業団体に対し、予算の範囲内で協賛金による助成をするものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるものとする。

(対象団体)

第2条 協賛金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、静岡市の地場産業団体とする。

(対象事業)

第3条 協賛金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、対象団体が行う、次の各号のすべてに該当する体験型催事をいう。

- (1) 静岡市内に在住する高校生までの児童生徒（未就学児を含む。）に対し、ものづくり産業へのふれあいを通して興味・関心を醸成するものであること。
- (2) 静岡産業支援センター（以下「支援センター」という。）の大展示場を使用すること。
- (3) 入場料等（その名称を問わず、催事の中に入るために必要となる金銭をいう。）を徴収しないものであること。
- (4) 製品の販売が主たる内容である等、営利を目的としたものでないこと。
- (5) 予定入場者数が下表の左欄の区分に応じた右欄の基準を満たしているものであること。

使用する会場規模	予定入場者数
大展示場全面以上	1,500人以上
大展示場 2/3	1,000人以上
大展示場 1/2	750人以上
大展示場 1/3	500人以上

(協賛金の交付額)

第4条 協賛金の交付額は、対象事業の開催時間に係る支援センターの大展示場施設使用料金（「静岡産業支援センターの設置及び管理に関する規程」別表第1により算出したものをいう。）を下表左欄の「算出基本額」とし、その額に従い区分した場合における同表の右欄に定める額とする。

算出基本額	協賛金交付額
300,000 円未満	200,000 円
300,000 円以上 500,000 円未満	300,000 円
500,000 円以上 700,000 円未満	500,000 円
700,000 円以上 1,000,000 円未満	700,000 円
1,000,000 円以上 1,500,000 円未満	1,000,000 円
1,500,000 円以上	1,500,000 円

2 対象団体が、対象事業に関し公共団体等から補助金等（名称にかかわらず、当該対象事業の促進のために交付される金銭をいう。）の交付を受けている場合において、対象事業費の額からこれを減じた額に2分の1を乗じて得た額（以下「補助金等差引事業費」という。）が前項の規定により算定した交付額を下回るときは、前項の規定にかかわらず、補助金等差引事業費から10万円未満を減じた額を交付額とする。

（交付申請）

第5条 協賛金の交付を受けようとする対象団体は、協賛金交付申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、対象事業の開催日初日の1箇月前までに、協会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) その他協会が必要と認める書類

（交付等の決定）

第6条 協会は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査して協賛金交付の可否を決定し、その結果を次に掲げるところにより、申請を行った対象団体に通知するものとする。

- (1) 交付することと決定したとき 協賛金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) 交付しないことと決定したとき 協賛金不交付決定通知書（様式第3号）

（変更等の申請）

第7条 前条第1号の規定により協賛金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、協会に申し出て、その指示に従うものとする。

（完了報告）

第8条 交付決定団体は、対象事業が完了したときは、事業完了報告書（様式第4号）に次の

各号に掲げる書類を添えて、速やかに協会に提出しなければならない。

- (1) 収支報告書（様式第5号）
- (2) その他協会が必要と認める書類
（交付額の確定）

第9条 協会は、前条の規定による完了報告があった場合は、その実施状況を確認し、協賛金の交付額を確定したときは、協賛金交付額確定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（協賛金の請求）

第10条 交付決定団体は、前条の規定により交付額の確定通知を受けたときは、協賛金を請求することができる。

（交付決定の取消し）

第11条 協会は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協賛金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しが協賛金の交付の後に行われたときは、期限を定めて、交付した協賛金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により協賛金を受けたとき。
- (2) 協賛金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。